5. 11. 19
大正14年

労秘第四一二八號

昭和五年十一月十四日

内務大臣 安達謙蔵 殿

社會局長官 歳 丸 伝 鶴 吉

名古屋地方裁判所長官 殿

特事新報大塚辻町出張所特派金労働爭議ニ関スル件

第二報

要旨 標記爭議關係者ノ暴行事件ニ関シ検挙後交渉アリシ本月七日日本生活協会幹事ヲ本社ニ呼ビ要求書ヲ提出セルモ回答セス

標記爭議ニ関スル其後ノ状況左記ノ通

記

一 時事社ニアリテハ爭議加盟者カ暴行事件ニヨリ検挙セラレタ